

鳥取県公報

平成23年7月19日(火) 第8312号

毎週火·金曜日発行

			目 次	
\Diamond	告	示	基本測量の実施(402)(技術企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・ 4 呆健局)・・・・・・・ 5
			指定介護予防サービス事業者の指定(412)(〃)・・・・・ 指定居宅介護支援事業者の廃止(413)(〃)・・・・・・・	5
\Diamond	教委告	示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正	(14) (教育総務課)・・・6
\Diamond	公	告	土地収用法による審理の開始(技術企画課)・・・・・・・	• • • • • • • • • • 7

示

鳥取県告示第402号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測 量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 作業種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業期間 平成23年8月1日から平成24年2月29日まで
- 鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町並 3 作業地域 びに日野郡日野町

鳥取県告示第403号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測 量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 作業種類 基本測量 (精密地形調査)
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市並びに東伯郡三朝町及び湯梨浜町
- 3 終了年月日 平成23年3月31日

鳥取県告示第404号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南部町長から次の とおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により 告示する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井

- 1 作業種類 公共測量(日本測地系から世界測地系への座標変換)
- 2 作業期間 平成23年6月15日から平成23年7月15日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町北方地内

鳥取県告示第405号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成23年7月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において

一般の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状線	米子市和田町字上大灘東北3151-1地先から	変更前	19.4~39.1	233. 0
木丁垛扒 脉	同市和田町字新川尻3119-1地先まで	変更後	19.4~39.1	233. 0

鳥取県告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年7月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において 一般の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
米子環状線	米子市和田町字上大灘東北3151-1地先から同市和田町字新	平成23年7月20日
个 1 垛 小 沝	川尻3119-1 地先まで	十八人20年 7 月 20 日

鳥取県告示第407号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成23年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 申請のあった年月日
 平成23年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人とっとり希望化計画 2 1
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 山岡 憲樹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市湖山町西二丁目540
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、鳥取県の秘めた人的、物質的力を発掘し、それを最大限に生かすための智恵を出し合うことに よって、鳥取県を広く国内外にアピールし、また、市民参加型まちづくりに関する様々な事業及び非営利活動

団体に対する支援をおこない、創造と活力にあふれた地域づくりの推進をすることによって、鳥取県を活性化 し県民に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

鳥取県告示第408号

事業、表決権等及び議事録

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公 衆の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日 平成23年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人「十人十色」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 岸本 美鈴
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市用瀬町安蔵991
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与するこ とを目的とする。
- 6 定款の変更事項

理事及び監事の選任方法

鳥取県告示第409号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又はE 名	先 指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社イージー	寿々	倉吉市山根585-1	平成23年7月12日	通所介護

鳥取県告示第410号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏 名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社イージー	寿々	倉吉市山根585-1	平成23年7月12日	介護予防通所介護

鳥取県告示第411号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社メディカル フロンティア	福祉用具貸与事業 生活支援隊	米子市河崎611-6	平成23年7月15日	福祉用具貸与
II.	福祉用具販売事業 生活支援隊	II	II	特定福祉用具販売

鳥取県告示第412号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	相及平月日	リーころの種類
有限会社メディカル	介護予防福祉用具	米子市河崎611-6	平成23年7月15日	介護予防福祉用具
フロンティア	貸与事業生活支援			貸与
	隊			
	介護予防福祉用具			特定介護予防福祉
"	販売事業生活支援	<i>II</i>	"	用具販売
	隊			

鳥取県告示第413号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅 介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月19日

鳥取県西部総合事務所長 林

昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理 した年月日
メディカ・サポート株式会社	ケアプランみほ	米子市富士見町二丁目132	平成23年7月7日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第14号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を 次のように改正し、平成23年7月19日から施行する。

平成23年7月19日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後				改 正 前			
口る求こき情報のはま請うで人扱名	開示する 個人情報 の内容	開示請求 を行うこ とができ る期間	開示請求 を行うこ とができ る場所		口る求こき情事称に示行が個取のは新うで人扱名	開示する 個人情報 の内容	開示請求 を行うこ とができ る期間	開示請求 を行うこ とができ る場所
略					略			
鳥取県非	試験種目		教育委員		鳥取県非	試験種目		教育委員
常勤職員	ごとの得		会人権教		常勤職員	ごとの得		会人権教
(奨学金	点及び合	"	育課		(奨学金	点及び合	,,	育課
納付勧奨	計得点並	,,			納付勧奨	計得点並	"	
専門員)	びに順位				専門員)	びに順位		
採用試験					採用試験			
鳥取県教	合計得点	試験結果	教育委員					
育委員会	及び順位	の発表日	会文化財					
事務局文	並びに試	から1月	課					
化財課非	験種目が	間						
常勤職員	複数ある							
採用試験	場合にお							
及び臨時	ける試験							
的任用職	種目ごと							

員採用試 験	の得点及 び合否		
鳥取県埋	合計得点	試験結果	鳥取県埋
蔵文化財	及び順位	の通知日	蔵文化財
センター	並びに試	から1月	センター
非常勤職	験種目が	間	
員採用試	複数ある		
験	場合にお		
	ける試験		
	種目ごと		
	の得点		
略			

鳥取県埋	合計得点	鳥取県埋
蔵文化財	及び順位	蔵文化財
センター	並びに試	センター
非常勤職	験種目が	
員採用試	複数ある	
験	場合にお	
	ける試験	
	種目ごと	
	の得点	
略		

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年7月19日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成23年7月25日(月)午後1時30分

2 場所

鳥取市扇町21

県民ふれあい会館5階 講義室

3 件名

鳥取都市計画道路事業3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例 (平成15 年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年7月19日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

名称及び代表	主たる事務所		認可の内容		
者の氏名	の所在地	採石場の所在地及び	採取をする岩石の	採取の期間	認可年月日
	,,,,	面積	種類及び数量	DIC-DC -> 79411-4	
生山礦業株式	日野郡日南町	日野郡日南町丸山字	安山岩(132,504	平成23年7月6日	平成23年7月
会社	丸山340-1	井津羽井出2158外43	立方メートル)	から平成27年7月	6 日
代表取締役		筆(148,023平方メー		5日まで	
澤田 信介		トル)			